

## ○白井市病虫害防除機の設置及び管理に関する条例

昭和 39 年 3 月 20 日

条例第 12 号

### (設置)

第 1 条 本市は、病虫害の防除を行うことにより農作物の増産及び市場価値を高め、もって農家経済の向上に寄与するため、次の病虫害防除機(以下「機械」という。)を設置する。

- (1) 動力噴霧機 1 台
- (2) 自走式動力草刈機 1 台

### (使用の許可)

第 2 条 機械を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、機械の使用を拒むに当たり、正当な理由がなければ機械の使用を許可しなければならない。

### (使用料)

第 3 条 使用の許可を受けた者は、[白井市使用料条例\(昭和 56 年条例第 25 号\)](#)に定める使用料を納付しなければならない。ただし、返納の遅れた場合は超過分を返納の日に徴収する。

### (原状回復義務)

第 4 条 機械の使用中に生じた破損は、使用者において補修するものとし、返納の際その旨市長に報告しなければならない。

### (委任)

第 5 条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

[この条例](#)は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年条例第 9 号)

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年条例第 25 号)抄

1 この条例は、昭和 57 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。